



被害者の声 『犯罪被害者・遺族の存在』

講演者：犯罪被害者ご遺族 ^{まつい}松井 ^{かつゆき}克幸さん

ぎふ犯罪被害者支援センター理事、特定非営利活動法人犯罪被害者当事者ネットワーク「緒あしす」のメンバー。2012年に実の妹で幼稚園教諭、洋子さん(当時40歳)が知人だった男にナイフで刺殺された強盗殺人事件の被害者ご遺族。事件から約7年半、松井さんをご自分の体験を振り返りながら「犯罪被害者・遺族の存在」が社会的に軽視されないがしろにされている現状を鋭く告発された。

松井さんは「私は事件当時から現在まで、犯罪被害者の扱われ方にずっと疑問を抱いており、その存在がいまだに置き去りにされている、忘れられていると感じています」と切り出された。2012年5月7日、妹の洋子

さんは職場を出た後、帰宅せず、3日後の10日に血痕の付いた車発見、5日後の12日に山中で遺体発見。6月1日に加害者が逮捕され、翌年1月には裁判員裁判で加害者に無期懲役の判決が下された。事件発生から9ヵ月で法的にはすべて終了したが、松井さんは「大切な家族を失った私たち遺族の気持ちに関係なく、あまりにもあっけなく終わった」と割り切れない思いを吐露された。

被害者遺族の置かれる状況について話す松井さん

「公共の利益」を盾に二次被害

松井さんが被害者・遺族の扱われ方に疑問を抱いたのは、まずマスコミによる二次被害に苦しめられたからだ。警察発表直後から取材陣が驚くべき速さで押し掛けてきた。玄関先にやってきた記者は、まだ生死がわからないのに、松井さんの母にいきなり「娘さんは亡くなったのですか？」と無神経な質問を浴びせた。「母はその時、初めて妹の死というものを現実突きつけられ、相当なショックを受けた。そのことが事件の辛い記憶として母に残っています」と松井さんは憤る。断りもなく敷地内に入って撮った映像がテレビに映る。家の写真や家族構成、年齢などの個人情報は何の許可もなく勝手に報道される。松井さんは新聞社とテレビ局一社一社に抗議するとともに被害者・遺族の心情への配慮を求めた。だがマスコミは「公共の利益」「報道の自由」を盾に応じない。個人情報の保護をいくら訴えても被害者が黙殺されてしまう。通園バスから降りてきた園児にマイクを向けるなど、モラルのない取材が横行した。

加害者逮捕後は、加害者の身勝手な供述内容や根拠のあいまいな内容の報道が続く。「あたかも事実のように勝手なストーリーができて、妹とは全く違う人格、人間像が独り歩きした。ある日のテレビには妹と加害者の写真を横に並べた映像が出て、本当にショックでした」。被害者の心情に一片の配慮もなく、世間の興味を煽るような見せ方をしているとしか思えない。こうしたことが続き周辺からは好奇の目が広がる。その分、家族の精神的ダメージが大きくなって次第に社会から距離を置いてしまう。子どもまで周りの目が気になり、学校を休むことも。「一種の強迫観念にとらわれ、常に不安との闘い。余裕がなくなって家族間でもギスギスしてぶつかるようになりました」と、辛く苦しい日々が続いたという。

被害者抜きで進む裁判員裁判

松井さんは裁判員裁判でも犯罪被害者・遺族の存在の軽さを思い知らされた。加害者が起訴されて間もないころ、検事から裁判は国が社会秩序を維持するために加害者に刑罰を与えることを目的としており「被害者の知りたい真実を明らかにするためのものではない」と言われて驚いたが、実際「思いの半分ぐらいしか果たせなかった」と松井さん。裁判のあらゆる場面で被害者が無視・軽視され、それに引き換え裁判員への配慮、裁判員優先が際立った。

例えば事前に争点を絞り込む公判前整理手続きは、被害者・家族や被害者弁護人が不在の場で証拠が極端に絞られ、被害者が知りたいことや調べてほしいことがあっても、どんどん削ぎ落された。「被害者の願いよりも、裁判員が消化できるようにとの配慮からだろうが、この段階で公判のストーリーがほぼ決められてしまうと言っても過言でない」と松井さん。しっかり真実を究明し、それに見合った刑罰を判断するためにも、この公判前整理手続きに被害者側の参加を強く求めた。同様に公判は裁判員を長期間拘束しないよう短期間が通例で、洋

子さんの事件では正味2日間しか開かれなかった。裁判員に洋子さんの遺体写真を見せなかったことにも「被害者は亡くなって何も言えない。そんな不公平な状況の中で、遺体写真は唯一、被害者本人が主張できる機会なのに、それすらできない」と松井さんは到底納得できない。また洋子さんがどれほど無念の思いで命を奪われたか、知ってもらおうと人となりや人間性を表す生前の写真を法廷に出す用意をしたが、認められなかった。遺影の持ち込みは認められたものの、裁判員に見えない位置を指示された。いずれも「裁判員が被害者感情に流されないように」との意図だろうが「本来最も尊重されるべき妹の存在そのものが否定されたかのような。裁判員は被害者感情を含めて事件をしっかり認識すべき」と松井さん。

裁判員裁判が制度化されてちょうど10年。松井さんはこうした自らの体験を踏まえ「現在の裁判員裁判はあまりにも裁判員への配慮が優先して、被害者の視点が抜け落ちている」と改善を強く求めた。このほか被害者参加制度を利用して被告人質問し、加害者と直接対峙したこと、刑事裁判後の損害賠償命令制度によって加害者に相応の損害賠償を負わせることができたことは「良かった」としたが、実際には賠償が全く得られていない現実に「被害者に代わって国がしっかり取り立てる制度が必要」とも提言した。

また、被害者側にとってマスコミ対策や加害者側からのアプローチへの対応、裁判準備等に欠かせない弁護士の問題にも言及。加害者にはすぐに国選弁護士が3人付くのに対し「被害者は自ら弁護士を探さなければならず、加害者と被害者の差は歴然。事件発生直後から費用支援を含め被害者支援弁護士につなげるシステムが必要」と、ここでも被害者・遺族軽視の改善を訴えた。

そんな松井さんが評価したのは、京都アニメーション放火殺人事件で36人の犠牲者の名前が当初は公表されなかったこと。「公共の利益を言う前に、被害者の心情や人権を考えていただけた」と、こうした形の定着に期待を寄せた。

我慢でなく皆で支え合う社会へ

悲しみや不安、失望、落ち込み、自責や後悔、苦悩、怒りなど不安定な感情に繰り返さずいなまれ、何をすればいいか不安と恐怖ばかりが募る被害者・遺族。松井さんは支援の一層の充実に向け、関係機関の連携や自治体の条例制定とその確かな運用などを求めた。

最後に、亡くなった娘のことを一切口にせず、自分を抑え続けて耐えてきた母親を思いやりながら「母のように被害者・遺族に我慢させてしまう社会ではなく、互いに支え合う社会、被害者が気を使わなくても済む社会にしなければならない」と強調。「被害者が声をあげることは、これまでの被害者支援の歴史をみても非常に重要で、私もこれからどんどん声をあげていきます」と、犯罪被害者・遺族が尊重される社会の実現へ、自らの決意を披歴して締めくくられた松井さんに、会場からは共感の大きな拍手が送られた。